

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限る。)とする。

第二条第一項第八号の四口を次のように改める。

ロ 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「、又は出国」に改め

る。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 合併法人（法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。以下この項において同じ。）又は分割法人（同条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）が被合併法人（同条第十一号に規定する被合併法人をいう。）の株主等又は当該分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式（出資を含む。以下この項において同じ。）その他の資産の交付をしなかつた場合においても、当該合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人（同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）の株式の交付が省略されたと認められる合併又は分割型分割として政令で定めるものに該当するときは、政令で定めるところによりこれらの株主等が当該合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

第二十八条第三項第一号中「（当該金額）」を「から十万円を控除した残額（当該残額）」に、「六十五万

円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「七十二万円」を「六十二万円」に改め、同項第三号中「百二十六万円」を「百十六万円」に改め、同項第四号中「千万円」を「八百五十万円」に、「百八十六万円」を「百七十六万円」に改め、同項第五号中「千万円」を「八百五十万円」に、「二百二十万円」を「百九十五万円」に改める。

第三十五条第四項を次のように改める。

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。）が千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円）
  - イ 四十万円
  - ロ その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそ

れぞれ次に定める金額

(1) 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

(2) 当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

(3) 当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

(4) 当該残額が九百五十万円を超える場合 百五十五万五千円

二 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合

次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円）

イ 三十万円

ロ 前号ロに掲げる金額

三 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額

の合計額（当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円）

イ 二十万円

ロ 第一号ロに掲げる金額

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十七条の二第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき財務省令で定めると

ころにより給与等の支払者により証明がされたものに通常要する支出で政令で定めるもの

第五十七条の二第五項中「前各項」を「前三項」に改める。

第五十七条の四第一項中「同条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」を「特定無対価株式交換」に、「株式交換に限る」を「株式交換で、当該法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式の交付が省略されたと認められる株式交換として政令で定めるものをいう」に改める。

第五十八条第一項第一号中「規定する農地」の下に「（同法第四十三条第一項（農作物栽培高度化施設

に関する特例)の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)を、「耕作」の下に「(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加え、同項第五号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第六十五条の見出し中「延払条件付販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売若しくは工事(製造を含む。)」の請負又は役務の提供(次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。)をした」を「第六十七条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定するリース資産の引渡し(以下この条において「リース譲渡」という。)を行つた」に、「において、その資産の販売等」を「において、そのリース譲渡」に、「資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供」を「リース譲渡」に改め、「とき」の下に「(当該リース譲渡につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、同項ただし書中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「第六十七条の二第三項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース取引による同条第一項に規定する

リース資産の引渡し（以下この条において「        」、「        」という。）及び「前項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「受ける」を「受けている」に、「又は出国」を「又は出国」に、「同項に規定する延払条件付販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十三条第一項第一号中「及び次条第一項」を「次条第一項及び第八十六条第一項（基礎控除）」に改める。

第八十三条の二第一項中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同項第一号イ中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同号ロ中「八十五万円」を「九十五万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一千円」を「九十三万一千円」に改め、同号ハ中「百二十万円」を「百三十万円」に改める。

第八十六条第一項中「居住者」を「合計所得金額が二千五百万円以下である居住者」に、「三十八万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円
  - 二 その居住者の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 三十二万円
  - 三 その居住者の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十六万円
- 第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

(分配時調整外国税相当額控除)

第九十三条 居住者が各年において第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税(同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。)の額で同項又は第八十条の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項において「分配時調整外国税相当額」という。)は、その年分の所得税の額から控除する。

2 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時

調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該明細を記載した書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により控除する金額について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定による控除は、分配時調整外国税相当額控除という。

#### 第九十四条 削除

第九十五条第一項中「第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「第九十三条まで（税率等）」に改め、同条第四項第十六号中「第百六十二条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約（」を「条約（」に改め、同条第七項中「が、」の下に「租税条約（当該居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。）」に改める。

第二百一十一条第三項中「全部」の下に「(第二百三条の六(源泉徴収等を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

第六十二条第一項中「日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約」を「租税条約(第二条第一項第八号の四ただし書(定義)に規定する条約をいう。)」に、「「租税条約」というを「同じ」に改め、同条第二項中「において」の下に「、租税条約(当該非居住者の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし」を加え、「を定める租税条約以外の租税条約」を「の定めのあるものを除く。)」に、「ときには」を「ときは」に改める。

第六十五条第一項中「、第九十五条」を「、第九十三条(分配時調整外国税相当額控除)、第九十五条」に改める。

第六十五条の五の二の次に次の一条を加える。

(非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除)

第六十五条の五の三 恒久的施設を有する非居住者が各年において第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合(恒久的施設帰属所

得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税(同項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。)の額で同項又は第百八十条の二第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該非居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額(次項において「分配時調整外国税相当額」という。)は、控除限度額(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき第百六十五条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定により第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)の規定に準じて計算したその年分の所得税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。)を限度として、その年分の所得税の額から控除する。

2 第九十三条第二項(分配時調整外国税相当額控除)の規定は、分配時調整外国税相当額につき前項の規定による控除をする場合について準用する。

3 第一項の規定により控除する金額は、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する課税総所得金額に係る所得税の額、課税山林所得金額に係る所得税の額又は課税退職所得金額に係る所得税の額から

順次控除する。この場合において、当該控除する金額がその年分の所得税の額を超えるときは、当該控除する金額は、当該所得税の額に相当する金額とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百六十五条の六第一項中「第八十九条」を「準じて計算する第八十九条」に、「に準じて」を「及び前条の規定により」に改め、同条第五項中「第六百六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第六百六十六条中「（第九十五条）」を「（第九十三条（分配時調整外国税相当額控除）及び第九十五条）」に、「計算」及び「を」を「計算」並びに第六百六十五条の五の三（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）及び「に改める。

第六百六十九条第三号中「六万円」を「五万円」に改める。

第七百七十六条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第三項の内国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第二百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三

号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八十条の二第三項中「所得税（」を「所得税（同項に規定する」に改め、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、第三項の外国法人が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に行う通知に関する事項、その者が第百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書に記載する同項第三号に掲げる所得税の額から控除する同項第五号に規定する源泉徴収税額に関する事項その他第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十条第二号ホ中「基礎控除」を「給与所得者の基礎控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額に応じ、第八十六条（基礎控除）の規定に準じて計算した基礎控除」に改める。

第百九十五条の二第一項第二号中「次号」の下に「及び次条第一項第二号」を加える。  
第百九十五条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の基礎控除申告書）

第九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる基礎控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を經由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書は、給与所得者の基礎控除申告書という。

第九十六条第一項中「支払者」を「支払者。第九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）において同じ。」に改める。

第九十八条第二項中「いう。」の下に「第七項、」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第百九十六条第一項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、第二項の規定により給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、同条第二項に規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料の金額又は地震保険料の金額の支払をした旨を証する書類の同項の規定による提出又は提示に代えて、政令で定めるところにより、その給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができ、この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、当該書類を提出し、又は提示したものとみなす。

第百三十三条の六中「(政令で定めるものを除く。)」を削る。

第百三十三条第一項第一号イ中「六万円」を「五万円」に改める。

第百二十八条の四第一項中「が千」を「が百」に改める。

別表第一地方住宅供給公社の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法
---------	------

別表第二(一)を除く。(一)を次のように改める。

(二)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,550	1,960	380	0	0	0	0	0	11,200
169,000	171,000	3,620	2,030	450	0	0	0	0	0	11,500
171,000	173,000	3,690	2,100	520	0	0	0	0	0	11,800
173,000	175,000	3,760	2,170	590	0	0	0	0	0	12,100
175,000	177,000	3,830	2,240	660	0	0	0	0	0	12,400
177,000	179,000	3,900	2,310	730	0	0	0	0	0	12,900
179,000	181,000	3,970	2,380	800	0	0	0	0	0	13,600
181,000	183,000	4,040	2,450	870	0	0	0	0	0	14,300
183,000	185,000	4,110	2,520	940	0	0	0	0	0	15,000
185,000	187,000	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	0	15,700
187,000	189,000	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	0	16,400
189,000	191,000	4,320	2,730	1,150	0	0	0	0	0	17,100
191,000	193,000	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	0	17,700
193,000	195,000	4,460	2,870	1,290	0	0	0	0	0	18,400
195,000	197,000	4,530	2,940	1,360	0	0	0	0	0	19,100
197,000	199,000	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	0	19,800
199,000	201,000	4,670	3,080	1,500	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	4,740	3,150	1,570	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	4,880	3,290	1,710	130	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	4,950	3,360	1,780	200	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	5,020	3,430	1,850	270	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	5,090	3,500	1,920	340	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	5,160	3,570	1,990	410	0	0	0	0	24,500
215,000	217,000	5,230	3,640	2,060	480	0	0	0	0	25,000
217,000	219,000	5,300	3,710	2,130	550	0	0	0	0	25,600
219,000	221,000	5,370	3,780	2,200	620	0	0	0	0	26,200
221,000	224,000	5,450	3,870	2,290	700	0	0	0	0	26,800
224,000	227,000	5,560	3,980	2,390	810	0	0	0	0	27,800
227,000	230,000	5,660	4,080	2,500	910	0	0	0	0	28,700
230,000	233,000	5,770	4,190	2,600	1,020	0	0	0	0	29,700
233,000	236,000	5,870	4,290	2,710	1,120	0	0	0	0	30,700
236,000	239,000	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	0	0	31,700
239,000	242,000	6,080	4,500	2,920	1,330	0	0	0	0	32,700
242,000	245,000	6,190	4,610	3,020	1,440	0	0	0	0	33,700
245,000	248,000	6,290	4,710	3,130	1,540	0	0	0	0	34,700
248,000	251,000	6,400	4,820	3,230	1,650	0	0	0	0	35,700
251,000	254,000	6,500	4,920	3,340	1,750	170	0	0	0	36,700
254,000	257,000	6,610	5,030	3,440	1,860	280	0	0	0	37,700
257,000	260,000	6,710	5,130	3,550	1,960	380	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,920	5,340	3,760	2,170	590	0	0	0	40,600
266,000	269,000	7,030	5,450	3,860	2,280	700	0	0	0	41,600
269,000	272,000	7,130	5,550	3,970	2,380	800	0	0	0	42,600
272,000	275,000	7,240	5,660	4,070	2,490	910	0	0	0	43,600
275,000	278,000	7,340	5,760	4,180	2,590	1,010	0	0	0	44,600
278,000	281,000	7,450	5,870	4,280	2,700	1,120	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,550	5,970	4,390	2,800	1,220	0	0	0	46,600
284,000	287,000	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	0	0	47,600
287,000	290,000	7,760	6,180	4,600	3,010	1,430	0	0	0	48,700

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,900
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	51,000
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,800
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	52,600
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	53,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	54,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	54,900
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	55,700
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	56,600
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	57,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	58,600
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	59,600
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	60,600
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	61,600
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	62,600
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	63,600
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	64,600
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	65,600
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	66,600
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	67,600
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	68,600
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	69,600
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	70,600
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	71,600
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	72,700
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	73,700
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	74,600
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	75,500
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	76,500
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	77,400
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	78,300
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	79,700
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	81,400
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	83,000
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	84,700
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	86,400
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	88,000
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	89,700
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	91,400
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	93,000
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	94,700
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	96,300
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	98,000
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	99,700
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	101,300
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	103,000
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	104,700
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	106,300
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	108,000
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	109,700

## (四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	111,300
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	113,000
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	114,700
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	116,300
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	118,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	119,700
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	121,300
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	123,000
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	124,700
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	126,300
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	128,000
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	129,600
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	131,200
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	132,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	134,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	135,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	137,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	139,100
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	140,700
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	142,200
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	143,800
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	145,400
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	147,000
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	148,500
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	150,100
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	151,700
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	153,300
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	154,800
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	156,300
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	157,700
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	159,200
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	160,600
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	162,000
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	163,500
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	164,900
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	166,400
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	167,800
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	169,200
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	170,700
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	172,100
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	173,600
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	175,000
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	176,400
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	177,900
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	179,300
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	180,800
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	182,200
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	183,600
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	185,100
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	186,500

## (五)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	188,000	
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	189,400	
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	190,800	
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	192,300	
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	193,700	
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	195,200	
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	196,600	
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	198,000	
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	199,500	
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	200,900	
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	202,400	
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	203,800	
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	205,200	
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,620	16,450	13,290	206,700	
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	208,100	
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	209,600	
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	210,500	
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	211,500	
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	212,500	
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	213,500	
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	214,500	
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	215,500	
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	216,500	
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	217,500	
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	218,500	
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	219,500	
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	220,400	
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	221,400	
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	222,400	
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	223,400	
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	224,400	
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	225,700	
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	227,300	
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	228,800	
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	230,300	
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	231,800	
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	233,300	
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	234,800	
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	236,300	
707,000	710,000	65,580	59,240	52,910	46,570	40,240	33,910	27,570	21,240	237,900	
710,000	713,000	66,180	59,840	53,510	47,170	40,840	34,510	28,170	21,840	239,400	
713,000	716,000	66,780	60,440	54,110	47,770	41,440	35,110	28,770	22,440	240,900	
716,000	719,000	67,380	61,040	54,710	48,370	42,040	35,710	29,370	23,040	242,400	
719,000	722,000	67,980	61,640	55,310	48,970	42,640	36,310	29,970	23,640	243,900	
722,000	725,000	68,580	62,240	55,910	49,570	43,240	36,910	30,570	24,240	245,400	
725,000	728,000	69,180	62,840	56,510	50,170	43,840	37,510	31,170	24,840	247,000	
728,000	731,000	69,780	63,440	57,110	50,770	44,440	38,110	31,770	25,440	248,500	
731,000	734,000	70,380	64,040	57,710	51,370	45,040	38,710	32,370	26,040	250,000	
734,000	737,000	70,980	64,640	58,310	51,970	45,640	39,310	32,970	26,640	251,500	
737,000	740,000	71,580	65,240	58,910	52,570	46,240	39,910	33,570	27,240	253,000	

## (六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額
740,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	71,880	65,540	59,210	52,870	46,540	40,210	33,870	27,540	254,500	
740,000円を超え780,000円に満たない金額	740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額								254,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	
780,000円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	79,880	73,540	67,210	60,870	54,540	48,210	41,870	35,540		
780,000円を超え950,000円に満たない金額	780,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち780,000円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額									
950,000円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	118,980	112,640	106,310	99,970	93,640	87,310	80,970	74,640		
950,000円を超え1,700,000円に満たない金額	950,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち950,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
1,700,000円	円	円	円	円	円	円	円	円		円
	366,480	360,140	353,810	347,470	341,140	334,810	328,470	322,140		638,500
1,700,000円を超え2,170,000円に満たない金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									638,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額
2,170,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	559,810	553,470	547,140	540,800	534,470	528,140	521,800	515,470		
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
2,210,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	581,140	574,800	568,470	562,130	555,800	549,470	543,130	536,800		
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額	2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									
2,250,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	602,470	596,130	589,800	583,460	577,130	570,800	564,460	558,130		
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									